

様式第 3 号(第 7 条関係)

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和 5 年度第 2 回水戸市消費生活審議会
- 2 開催日時 令和 6 年 2 月 13 日(火) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 20 分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 2 階 市民協働会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 種村 和子, 藤田 卓也, 海老根 功, 田山 知賀子
足立 勇人, 櫻井 真, 松崎 由美
 - (2) 執行機関 【市民生活課】
参事兼課長 白石 嘉亮, 副参事兼課長補佐 入野 高司,
市民活動・消費生活係長 深谷 晃一, 主幹 尾崎 志野
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市消費者教育推進計画(第 3 次)の素案について(公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る。) 0 人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市消費者教育推進計画(第 3 次)素案について

9 発言の内容

事務局	本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回水戸市消費生活審議会を始めさせていただきます。 議事に入るまでの進行は、私、――が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。続きまして、本日の出席者数について、報告させていただきます。審議会委員数8名のうち、7名が出席しております。事務局に欠席の報告がありました委員は、――委員でございます。従いまして、出席者数が委員の2分の1以上となっておりますので、水戸市消費生活条例第36条第2項の規定により、当審議会は成立しております。なお、傍聴人はございません。それでは、ここからの議事進行は、――会長にお願いしたいと思います。――会長お願いします。
会長	まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。――委員、――委員にお願いいたします。なお、本審議会につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知おきください。議事に入る前に、今後のスケジュールとしまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	計画素案の説明に入らせていただく前に、今後のスケジュールにつきまして、御説明いたします。参考資料（スケジュール）を御覧ください。本日の審議会後、3月下旬に予定されております、政策会議で素案の決定をいたします。その後、4月にパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントにおいて、本日御審議いただく計画（素案）に大幅な修正がなければ、これまでの審議を踏まえ、答申書を正副会長（条例による）と作成いたします。出来上がった答申書（案）は、委員の皆様に御確認いただき、委員の皆様の御意見を反映しまして、完成といたします。5月下旬に審議会を代表しまして正副会長から、答申をいただきたいと思いますと考えております。それでは、計画素案の説明をはじめさせていただきます。 【水戸市消費者教育推進計画（第3次）素案について説明】
会長	ありがとうございました。素案につきましては、事前に送付しておりますので、お目通しいただいているとは思いますが、事務局の説明を聞いて、御意見、御質問、感想でもかまいませんので、お一人ずつ御発言をお願いします。では、――さんからお願いします。
委員	私からは、計画に記載されている中から、消費者サポーターについて、感じていることをお話しさせていただきます。私は、消費者市民大学、大学院を受講しまして、2期生としてまさに活動しております。2期生は大学院卒業後、コロナ禍により活動が全くできず、1期生との間に認識の違いがあるように感じておりました。また、活動内容やサポーターの存在意義についてもわからないまま時間が過ぎてしまったと思っています。現在は、4期生までいますが、

	実際の活動をするに当たって、心構えや活動内容が周知されていません。消費者サポーターの会員にそれらを認識してもらうために、この計画内容について周知する必要があると思います。
会長	ありがとうございました。消費者サポーターとの連携が今ひとつ見えていないという現状ですね。続いて、――さんお願いします。
委員	ここまで計画をまとめていただき大変だったと思います。この計画が実施されれば、十分だと思います。ただ、若い世代、高齢者へのデジタル化によるトラブルについてですが、やはり高齢者は様々な事情があって、トラブルが表に出ていないようです。SNSによる発信をしたとしても、そういった高齢者には情報が届かないように思います。時代に逆行することになりますが、世代によっては紙ベースで説明をしてあげたり、町内会の回覧板を活用することも必要だと感じました。 そもそもですが、詐欺をする事業者が減ればいいわけですね。消費者志向経営の考え方について、事業者に周知し、地域での消費の安心感を高め、地域経済の発展につなげていくことと、地元での消費が地域を活性化させることにつながることを市民に知ってもらうことが大切だと思います。
会長	消費者志向経営は、今回の計画の目玉でもあります。商工会議所さんの方でも動きはありますか。
委員	消費者志向経営の表彰についてですが、どのような基準で表彰していくのか、難しいところだと思います。商工会議所と上手く連携していくことが、今後大切だと思います。 ちなみに、フェアトレード商品の販売会とはどのようなイメージでしょうか。
事務局	今年度は、2月9日（金）に、フェアトレード販売会を開催いたしました。チョコレートや、茨城大学の学生が干し芋の残渣を活用して商品開発を行った「かりんとう（はしっぱ）」などの販売をしました。過去には、バックを販売したこともあります。今年度は、販売会の周知は、広く行なわず、当日来庁された市民や職員を対象に販売会を行いました。今後は、NPO団体と連携し、年に数回の販売会の開催、周知方法について検討してまいりたいと思います。
会長	ありがとうございました。続いて、――さんお願いします。
委員	計画内に、具体的な取組をここまで書いてあるのは、すごいと思いました。これらの事業をこれから実施していくことは、非常に大変かと思いますが、一つ一つ達成していけば、十分な啓発につながると思いました。いくつかお伺いしたいのですが、まず1つ目として、基本方針1に示されている指標について、「消費生活に関する講座等の参加者数（年間）」の目標値が6,000人となっていますが、これはかなり大変ではないかと思われます。茨城県でも出前講座を行なっていますが、おおよそ7,000人です。どういった経緯で6,000人の目標値にしたのでしょうか。
事務局	計画書のP16を御覧ください。コロナ禍により出前講座の実施件数

	が減っておりましたが、コロナ禍前は、4,801人を対象に出前講座を実施することができておりました。前計画（第2次）におきまして、6,000人を目標値としていたことから、本計画でも同様に6,000人を目標値といたしました。
委員	前計画の目標値を再度設定したということですね。次に、「消費者志向経営表彰事業者数」の目標値が10事業者となっていますが、これについて詳しく教えてください。
事務局	現在、水戸市内で消費者志向経営自主宣言を行った事業者は2事業者いると把握しております。おそらく、県の方で支援されているのではないかと思います。ただ、水戸市が支援して、自主宣言をした事業者はいないことから、消費者庁へ届け出をする事業者を発掘、育成し、その中から、優れている事業者を水戸市が独自に表彰していくことを想定しております。
委員	続いてお伺いしたいのですが、P36に記載されております、消費者サポーター制度についてですが、県にはない制度のため羨ましいと思いました。指標に記されている「消費者サポーターの活動回数」は、具体的にどのようなことを想定していますか。
事務局	P40を御覧ください。具体的には、消費生活センターが実施する出前講座に、消費者サポーターの方が参加し、一緒に啓発することを想定しています。現在も、街頭キャンペーンや福寿のつどい（敬老会）などでも一緒に活動をしています。今後はそこから一歩進んだ取組を行っていきたいと考えています。わかりづらいと思いますので、計画内に追加説明を加えます。御意見ありがとうございます。
委員	続いてお伺いします。質問が続き申し訳ありません。P41に記載されています、メール相談、リモート相談、出張相談は、実際にやっているのでしょうか。
事務局	メール相談、リモート相談は実施しておりません。実施の有無について、これから検討をしてみたいです。出張相談につきましては、社会福祉協議会と連携し、要請があった場合には、社協の方と一緒に訪問することが年に数回ほどございます。
委員	最後になりますが、基本方針3の指標についてですが、県としても水戸市と協力をして情報発信をしていきたいと思うので、よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。続いて、――さんお願いします。
委員	私は社会科を担当しております。授業などにおいて、若い世代で自己破産をしている人がいること等を子どもたちに伝えてきました。SNSでのトラブルについては、我々の教えていることが古かったりすることもあると思うので、新たなトラブルについて、市から早く教えてもらえる機会を作ってもらえるとありがたいと思います。
会長	ありがとうございます。続いて、――さんお願いします。

委員	P26に記載されている「小学生，中学生への消費者教育」についてですが，３年間で消費者教育に充てられる時間は６時間しかありませんでした。水戸市の方から，新しい情報をいただけると学校現場でも生きた情報を伝えられると思います。 一つお伺いしたいのですが，校外学習の受入れについて，どのようなことを想定していますか。
事務局	今年度も，消費生活センターにおいて数件受入れを行ないました。まずは，小中学生に消費生活センターの周知を目的としまして，家庭以外の，困ったときの相談場所の一つとして認識をしてもらい，消費生活センターを身近に感じてもらいたいと思います。
委員	フェアトレードやエシカル消費に関する商品の販売会について，興味のある教員も多いと思います。ぜひ，声を掛けていただけるとありがたいと思います。その他としまして，ゲームの課金，SNSの使い方は家庭でも困っていると思います。学校と家庭だけでなく，地域に相談できる場所があると良いと思います。
会長	ありがとうございました。最後に，――さんお願いします。
委員	私の方からは，意見ではなく追加説明をさせていただきます。まず，消費者サポーターは，消費者大学と大学院の卒業生が消費者サポーターの会を設立して活動しています。その役割は，地域の見守り役，地域と消費生活センターのつなぎ役です。消費生活センターのみでは対応できないため，地域の中で，被害が発生しないようにするための啓発も担っていただいております。 消費者教育についてですが，水戸市立小学校，中学校を対象に毎年小学校４校，中学校３校ずつ順番に回り，講座を実施しています。それ以外に，学校からオファーをいただければ，随時学校へ出向いています。学校長会と連携し，消費生活センターの出前講座を周知しています。本日御出席の先生方におかれましては，水戸市のいきいき出前講座のメニューを御覧いただき，出前講座の実施をぜひご検討いただければと思います。 町内会との連携についてです。様々な団体から出前講座のオファーをいただいておりますが，町内会からのオファーは全くありません。今後は，各町内会に向けても出前講座を実施していきたいと思っています。 消費者志向経営についてです。持続可能な社会的価値を消費者と事業者が作っていくことが大切です。今年は２回目の消費者志向経営シンポジウムを開催いたしました。そこで，消費者と事業者が同じテーブルで話をする大切さや，地元の事業者を消費者志向経営表彰制度に基づき表彰することによって，その事業者がお客様から選ばれる風土作りの必要性を感じました。一気に進めるのは難しいと思うので，これから少しずつ進めていきたいと思っています。そのためにも，まず消費者志向経営推進の委員会のような組織があると良いと思っています。 最後に，この消費者教育推進計画（第３次）を市民の財産，多重債務相談においては，命を守るために進めていきたいと思っています。
会長	この計画は，一步踏み込んだ内容になっており，全体的には良い

	と思います。ただ、P48に記載されている進行管理について検討が必要であると思います。基本方針1の「出前講座に参加する人数」の指標については、評価がしやすいと思いますが、例えば消費者志向経営表彰事業者の審査基準などについては、これから作っていくわけですし、その他の各事業を実施するための基準の具体化が必要であると感じました。
委員	この計画の進行管理はこの審議会で行うということでしょうか。
事務局	はい。現在の消費生活審議会は、計画策定のためにお集まりいただいておりますが、今後は年に1回お集まりいただき、計画の進捗状況について、皆様に御審議いただきたいと考えております。具体的には、P16に取組と評価を掲載しておりますが、このようなものを事務局で作成し、審議会へ提出し、アドバイス、御意見をいただきたいと考えております。
委員	わかりました。今後は、一緒に切磋琢磨しながら啓発を実施していきたいと思います。
会長	学校は、日々の事業に追われていると思いますし、いつも時間が足りない聞いております。消費者教育に関する時間は、どのように確保していますか。
委員	やはり、日々の授業で十分な時間を確保することは難しいと思います。例えば、税に関する講座を子どもたちは毎年受講していますので、クラス単位ではなく、学年単位で講座を受けることならできるかもしれません。ただ、他の講座とのバランスを見ながらということにはなると思います。また、動画についてですが、長い時間ではなく、20分程度の短い時間であれば、授業で取り扱えるかなとも思います。
委員	現在は、消費者教育は社会科、家庭科において担っていただいていることが多いと思いますが、例えば、算数の時間でも消費者教育をすることは可能です。子どもたちに利息計算をさせ、考えさせることは金融教育になります。学校の先生のアイディアによって、どんどん進んでいくことができますし、社会科、家庭科に限らず、数学なら何ができるか、理科なら何ができるか考えていただけたらと思います。 ちなみに、先生方にお伺いしますが、今年の消費者教育講演会の動画視聴を各校へ依頼しましたが、御覧いただけたでしょうか。
委員	(一部の委員) 見ていないです。
会長	私もその消費者教育講演会の動画を見せてもらいましたが、どんなに良いものを作っても、見てもらえなければ作り手側の自己満足となってしまいます。発信の仕方工夫しながら、今後も事業を進めていただければと思います。先ほど出てきた消費者サポーターさんを情報を広める手段として活用していくのも良いのかもしれない。 では、そろそろお時間となりますが、大まかには事務局が作成し

事務局	た素案を御承認いただくということでよろしいでしょうか。また、先ほど、事務局から説明がありましたが、今後パブリックコメントを実施し、大幅な修正がないようでしたら、この後の答申書の作成につきましては、会長、副会長にお任せいただくということでよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、以上を持ちまして令和５年第２回消費生活審議会を終了したいと思います。本日はありがとうございました。
-----	---